

東北地区知的障害者福祉協会 人権擁護に関する職員組織アンケート(令和3年度版)

東北地区知的障害者福祉協会
人権・倫理委員会

1. 職員組織の設置について

- ① 権利擁護や虐待防止に関する啓蒙・啓発活動を行う職員組織等(例:人権擁護委員会、意思決定支援委員会、虐待防止委員会等)はありますか。(第三者による苦情解決委員会等は除く)

※上記同様の役割機能を有していれば、組織名称は問いません。

設置済み ⇒ 2～3をお答えください

- ② 未設置 ⇒ 4をお答えください

2. 職員組織の構成メンバーは

--

3. 職員組織の具体的な活動内容は

--

⇒9. 10. をお答えください。

4. 設置計画は

- ① ある ⇒ 5をお答えください

- ② ない ⇒ 6をお答えください

5. 設置予定は

- ① 今年度中に設置予定

- ② 2年間に設置予定

- ③ 上記以外の場合、具体的に

⇒9.10 をお答えください。

6. 設置計画がないのは

- ① 設置する必要性がない ⇒ 7をお答えください

- ② 必要性はあるが設置困難 ⇒ 8をお答えください

7. 設置する必要性がないのは何故ですか

⇒9.10 をお答えください。

8. 設置困難な要因は何ですか

⇒9.10をお答えください。

9. 法改正により以下が義務化されます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において 障害者虐待防止の更なる推進の為、全サービス対象に
以下が令和4年度から義務化されます

①虐待防止委員会の設置等 ②従業者への研修の実施 ③虐待防止等の為の責任者の設置

※虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

これに伴い、より人権擁護や虐待防止の機能を充実させる仕組みや工夫、組織作り等があれば具体的に
ご記入ください。

10. 組織化のメリット等の実例、特記事項がありましたら、具体的に記入よろしくお願ひ致します

アンケートへのご協力ありがとうございました。
期日までに地方会 事務局までご提出ください。